

デジタル経済の発達と税制

Digital Economy Development and Tax System

国際通貨研究所ウェビナー（2026年1月15日）

東京財団シニア政策オフィサー 森信茂樹

話の概要

- ・デジタル経済の発達の下では、PEを置くことなく事業を行い収益を上げることが可能になり、国際課税原則である「PE（恒久的施設）なければ課税なし」が通用しない。
- ・OECDはプロジェクトを立ち上げBEPS（Base Erosion and Profit Shifting）として議論。デジタル経済にふさわしい課税根拠として売上額、地元対応のウェブサイト、契約数、ユーザー数等を勘案した「重要な経済的存在”Significant Economic Presence”が考えられ、**市場国にも課税権を配分**。
- ・背景には、GAFAのビジネスモデルで、**「ユーザー」**（利用者）は、自らの情報を無料で提供し対価として自らのニーズに沿ったサービスを受けている。これは、製品やサービスを購入する**「コンシューマー」**（消費者）とは異なる、という考え方。
- ・OECDのBEPSのプロジェクトと2つの合意（ピラー1、ピラー2）
- ・米国トランプ政権の反対 ピラー1は停滞、ピラー2は米国除外（並存アプローチ）
- ・欧州諸国はDST（デジタル・サービス・タックス）で対抗、GAFAにとっては痛しかゆし
- ・グローバルサウスなど反発、国連での議論
- ・誰と誰の対立か 当初は先進諸国vsG A F A M、今は米国以外の国 v s 米国（GAFA M）？
- ・付加価値における無形資産部分はますます拡大するので、課税の問題は大きくなる。OECDでの冷静な議論を呼びかけることが必要。

Summary of the discussion

- Under the development of the digital economy, it has become possible to conduct business and generate profits without establishing PE, rendering the international taxation principle of “no taxation without a PE (permanent establishment)” ineffective.
- OECD launched a project to discuss this as BEPS (Base Erosion and Profit Shifting). As a taxation basis suitable for the digital economy, the concept of “Significant Economic Presence” was considered, taking into account factors such as sales revenue, locally hosted websites, number of contracts, and number of users, thereby allocating taxing rights to market jurisdictions.
- The background involves the GAFA business model, where “users” provide their own data for free and receive services tailored to their needs in return. This approach distinguishes them from “consumers” who purchase products or services.
- OECD's BEPS project and its two agreements (Pillar 1, Pillar 2)
- Opposition from the Trump administration
- European nations counter with DST (Digital Services Tax), a painful yet necessary measure for GAFA
- Discussions in the Global South and at the UN
- Who is opposing whom? Initially, it was developed nations vs. GAFA@; now, is it countries other than the US vs. the US (GAFA)?
- The intangible asset portion of added value is expanding, making the taxation issue increasingly significant. It is necessary to call for calm discussion within the OECD. version)



State aid: Ireland gave illegal preferential tax treatment to Apple

ペーパーカンパニーに利益を移転

Almost all profits allocated to head office existing only on paper and left untaxed

Almost no profits taxed in Ireland (0.005% effective tax rate in 2014)

2014年の租税負担は0.005%



Payments to Apple Ireland to finance R&D

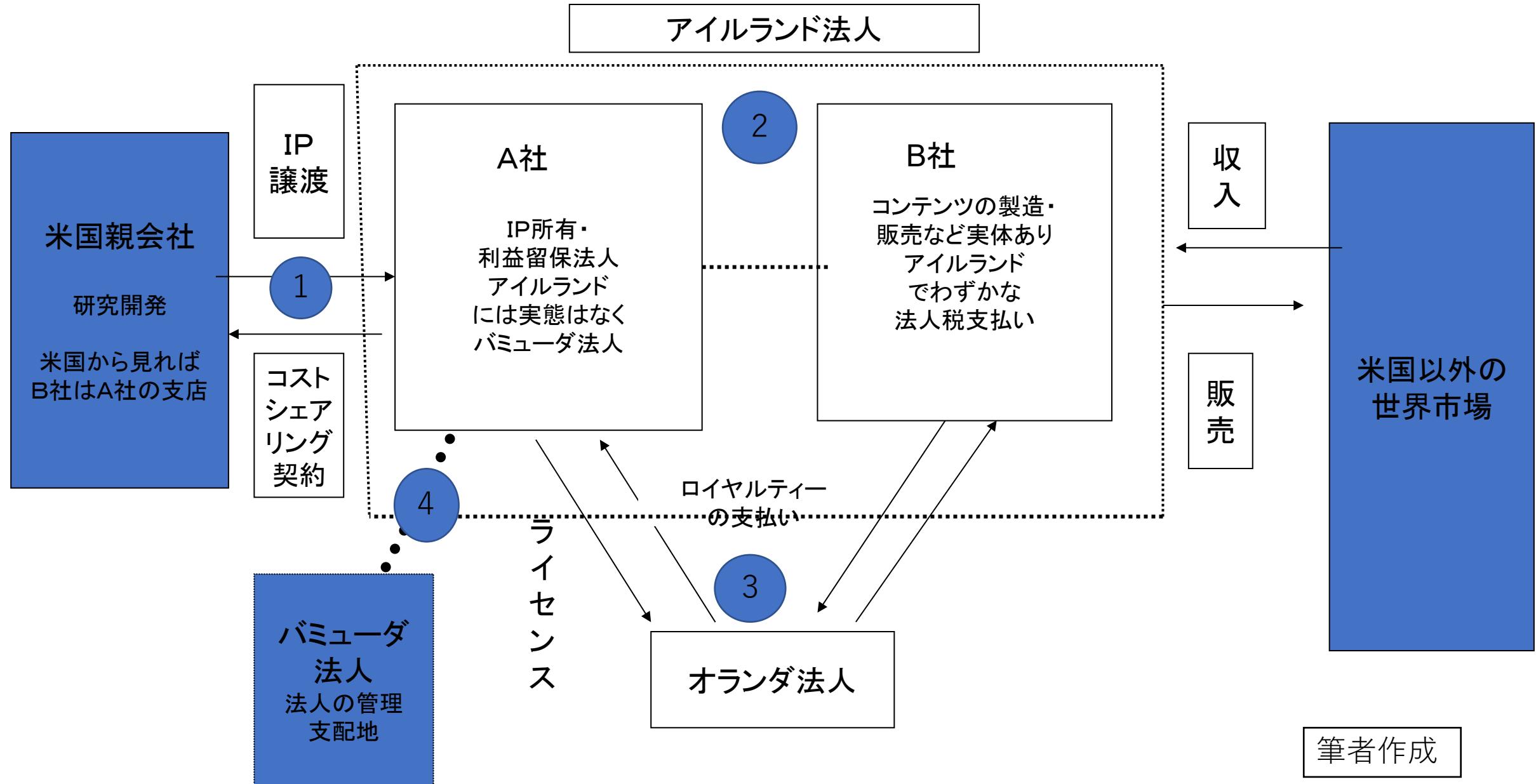
無形資産を移動して欧州の利益はすべてアイルランドで記帳

Apple Sales International

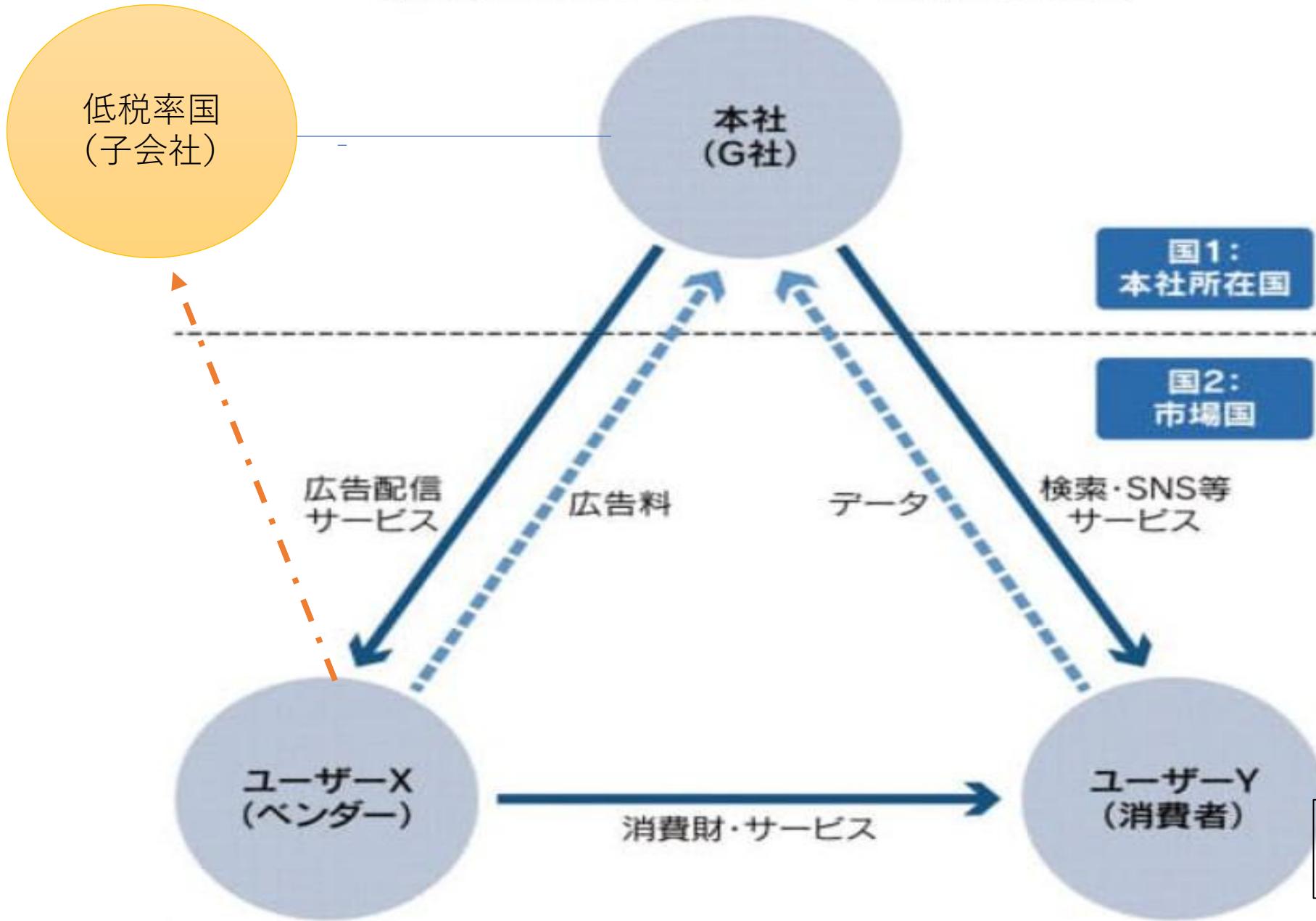
All profits from European sales recorded in Ireland

Competition

Double Irish with Dutch Sandwich



自動化されたデジタルサービス(ADS)の例



一橋大学渡辺智之教授
の作図を加工

ピラー1とDSTを巡る動き

	OECD・国際協調（ピラー1ほか）	独自の措置（DSTほか）
2015	・「BEPS 最終報告書」 行動1 議論先送り。 行動3 CFC税制勧告とりまとめ失敗。	
2016		・印 DAT (6%) オンライン広告等
2018	・「BEPS中間報告書」 意見の一致に至らず。 暫定的な「独自の措置」を容認。	・EU DST (3%) 指令案（加盟国内でまとまらず、OECDで国際協調による解決を目指すことになった）
2019		・仏 DST (3%)、トルコ (7.5%)
2020	・米（USTR）は仏に対し追加関税（25%）を課すことを警告。実際には発動せず。	・英 DST (2%)、伊 DST(3%)、印 DST (2%)、オーストリア DAT (5%)
2021	・1月 トランプ政権→バイデン政権 ・10月 「 大枠合意 」 2023年までに多国間条約発効。2023年末まで独自の措置の導入凍結。 ・10月 米国とDST導入各国、2023年末までのモラトリアムに「 政治的合意 」。	・スペイン DST (3%)
2022	・7月 多国間条約発効目標を2023→24年に延期	
2023	・7月 「成果文書」 独自の措置導入凍結期間の延長（2023→24年）に合意。加は延長合意に参加せず。25年まで延長することにも含み。 ・10月 多国間条約の条文案草稿を公表 ・12月 多国間条約署名を2024年6月までとする新スケジュールを公表。	
2024	・6月までの多国間条約条文確定に失敗。	・加 DST (3%) 2024年6月に法案成立。遡及適用。

(注) DST Digital Services Tax (デジタルサービス税) DAT Digital Advertisement Tax・平衡税

	第1案	第2案	第3案
提案者	英国	米国	インド他開発途上国（OECD2015、EU2018と類似）
対象とされるビジネスモデル	高度にデジタル化したビジネス（プラットフォーマー限定）	デジタル化したビジネスに限定しない	デジタル化したビジネス一般
新たに課税権を付与する先	ユーザー所在地国	マーケティングインターンジブルのある国	新ルールで「重要な経済的存在」があるとされる国
提案の眼目	ユーザーの参加（クリックや投稿）に着目	企業のマーケティング活動に着目	簡素な仕組みとする
PE（Nexus）	従来のNexusは不要	従来のNexusは不要	「重要な経済的存在」（PE概念の拡張）
課税所得の計算	企業グループの「特別な貢献による所得」の分割キーに、質又は量で測る「ユーザーの貢献」を加える	企業グループの「特別な貢献による所得」の分割キーに、「マーケティング・インターンジブルの価値」を加える	売上をキーとする定式配分方式（各国の売上相当額に企業グループの全世界の利益率をあてはめて課税所得を計算）
簡素化	事前に決めた方法で1クリックの価値を決める方法もある。	コストに一定率を乗じることでインターンジブルの価値とすることが考えられる	基本的にシンプルに適用することはできる。
徴税方法	外国事業者による申告納税	外国事業者による申告納税	外国事業者による申告納税。低率のグロス源泉徴収も可

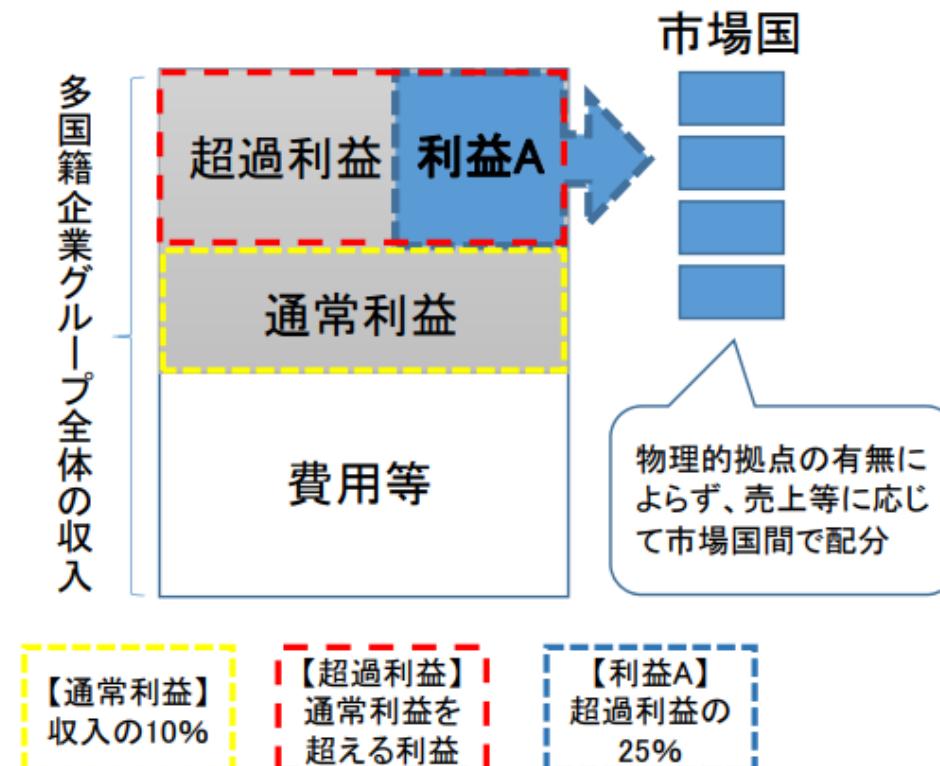
包括的枠組合意（130か国が参加）の概要 2021年10月

	第一の柱（Amount A）	第二の柱
趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none">経済のグローバル化とデジタル化に伴う課税上の課題に対応	<ul style="list-style-type: none">税引き下げ競争（BEPS問題）に終止符。 15%のグローバル・ミニマム税導入
対象納税者	<ul style="list-style-type: none">全世界売上高200億ユーロ・利益率10%の多国籍企業	<ul style="list-style-type: none">全世界売上高7.5億ユーロの多国籍企業
主な措置	<ul style="list-style-type: none">10%の利益率を上回る利益のうちの25%の課税権を市場国（売上高百万ユーロ以上）に与えるデジタルサービス税（独自の措置）の廃止採掘業、金融機関（免許事業）の除外	<ul style="list-style-type: none">多国籍企業グループの子会社の税負担率が15%に満たない場合、究極の親会社において15%との差分を追加課税（IIR）。関連者への支払いが15%未満の課税しかなされない場合、損金算入否認（UTPR）
残された主な課題	<ul style="list-style-type: none">独自の措置（DSTなど）廃止の具体的なプロセス	<ul style="list-style-type: none">税負担率計算の際、租税特別措置の効果（特区など）の除外を認めるか
制度	<ul style="list-style-type: none">租税条約（多国間）締結	<ul style="list-style-type: none">国内法の改正（IIR、UTPR）
スケジュール	<ul style="list-style-type: none">2022年に条約を作成・署名2023年に発効	<ul style="list-style-type: none">2022年に国内法を整備2023年に施行

第1の柱(市場国への新たな課税権の配分)



- 「課税対象(scope)」は、売上高200億ユーロ(約2.6兆円)超、利益率10%超の大規模・高利益水準のグローバル企業(全世界で100社程度)
- 大規模な多国籍企業グループの利益率10%を超える超過利益の25%を市場国に配分



BEPS 第1の柱とは

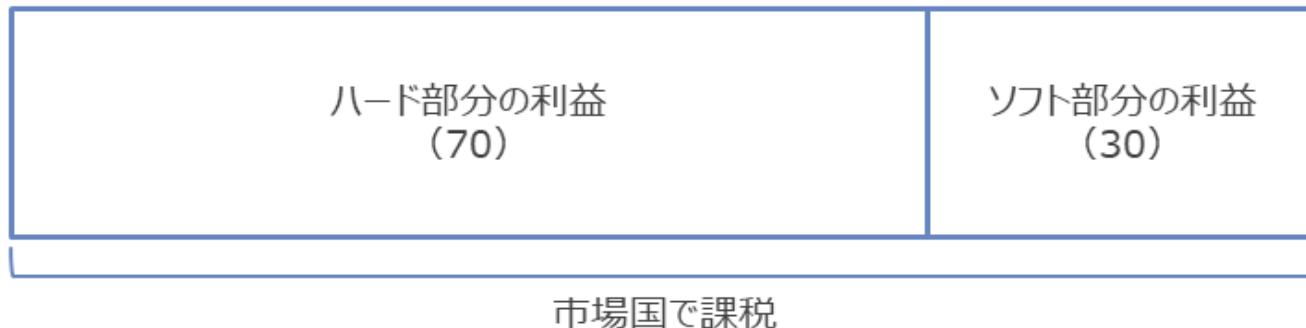
- ・ 経済のデジタル化に伴い、市場国に恒久的施設（P E）を置かずしてビジネスを行う企業が増加。オンラインでの動画・音楽配信や、オンライン書籍の販売等は、店舗などのP Eがなくとも市場国の消費者にサービスを提供することができる。現在の国際課税原則では、国内に外国企業の支店等のP Eがある場合にのみ、そのP Eの事業から生じた所得への課税が可能なため、こうしたビジネスから得られた所得に對しては、市場国で適切に課税が行えない問題が顕在化。
- ・ これに対応するものが「第1の柱」。売上高200億ユーロ（約2.9兆円）超、利益率10%超の大規模・高利益水準のグローバル企業グループを課税対象（scope）とし、当該グループの利益のうち利益率10%を超える部分（残余利益）の25%を、P Eの有無にかかわらず、売上に応じて市場国間で配分する仕組み。
- ・ 「第1の柱」は、P Eの有無にかかわらず市場国が課税権を持つこととなるルールであるため、導入には多数国間条約が必要。現在、多数国間条約の策定に向けた議論が継続しているが、米国とグローバルサウスの反対があり停滞。
- ・ 合意が得られない場合には、歐州諸国で導入しているDSTが恒久化。デジタル貿易への障害や貿易戦争を引き起こす可能性あり。わが国の対応が注目される。

Pillar 1

- With the digitalization of the economy, an increasing number of companies conduct business without establishing a permanent establishment (PE) in market countries. Online video and music streaming, online book sales, and similar services can be provided to consumers in market countries without a physical PE such as a store. Under current international taxation principles, taxation on income generated from the operations of a PE is only possible when a foreign company has a branch or similar PE within a country. This creates a problem where income derived from such businesses cannot be appropriately taxed in the market country.
- The “Pillar One” addresses this issue. It targets large, highly profitable global corporate groups with revenues exceeding €20 billion (approximately ¥2.9 trillion) and profit margins above 10%. The system allocates 25% of the portion of the group's profits exceeding a 10% margin (residual profits) among market countries based on sales, regardless of the presence of a PE.
- Since “Pillar One” establishes a rule granting market countries taxing rights regardless of the presence of a PE, its implementation requires a multilateral treaty. Discussions to draft this treaty are ongoing but have stalled due to opposition from the United States and the Global South.
- If no agreement is reached, the Digital Services Tax (DST) currently implemented by European countries will become permanent. This could create barriers to digital trade and potentially trigger trade wars. Japan's response is drawing attention.

IOTなどの進化と課税ベースの縮小

これまで ハードとソフトは一体として市場国の中間組織を通じて販売され、利益はすべて市場国で課税される



これから ソフトはデジタルサービスとして居住国から直接供給されるため、市場国でソフト部分の利益に課税できなくなる



今後 ハード部分はさらに縮小し、ソフト部分はさらに拡大する

筆者作成

BEPS第2の柱

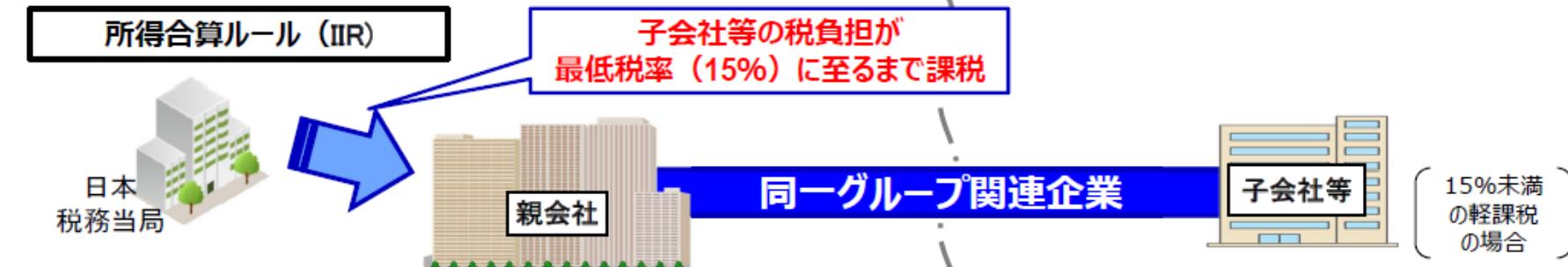
- 低い法人税率や税制上の優遇措置によって外国企業を国内に誘致する動きがみられる中で、1980年代以降、各国の法人税が継続的に引き下げられ、各国の法人税収基盤が弱体化。また、こうした軽課税国を利用する企業とそれ以外の企業との間で、税制面において企業間の公平な競争条件が阻害。
- これに対応する仕組みが、「第2の柱」であるグローバル・ミニマム課税。年間総収入金額が7.5億ユーロ（約1,100億円）以上の多国籍企業を対象とし、一定の適用除外部分を除いた所得について各国ごとに最低税率15%以上の課税を確保する仕組み。
- 「第2の柱」については、各国の国内法の改正によって実施することとされてる。制度を導入する場合には、国際的に合意された仕組みに沿って導入することが求められている（コモン・アプローチ）。
- 「第2の柱」は、様々なケースにおいて最低でも税率15%の課税を確保する観点ら、
 - 「所得合算ルール（I I R;Income Inclusion Rule）」
 - 「軽課税所得ルール（U T P R;Undertaxed Profits Rule）」
 - 「国内ミニマム課税（Q D M T T;Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）」の三つのルールから構成される。

第2の柱（グローバル・ミニマム課税）

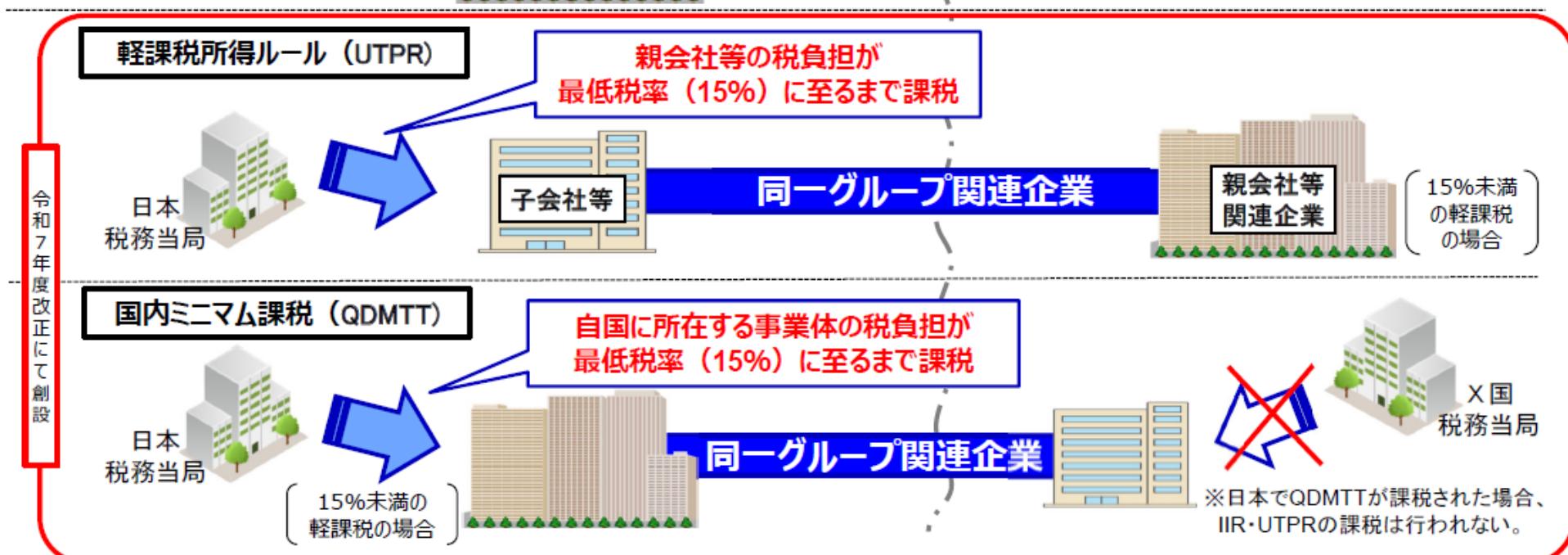
- 年間総収入金額が7.5億ユーロ（約1,208億円）以上の多国籍企業が対象。一定の適用除外を除く所得について各国ごとに最低税率15%以上の課税を確保する仕組み。

※ 令和5年度改正にて創設。
令和7年度改正でも制度の明確化等の観点から見直し。

«日本（通常の税率）»



«X国»



第一 令和7年度税制改正の基本的考え方

3. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し
 - (3) 経済のグローバル化・デジタル化への対応
 - ① 新たな国際課税ルールへの対応

(略)

このうち、グローバル・ミニマム課税（「第2の柱」）については、わが国企業の国際競争力の維持及び向上につながるものであり、令和7年度税制改正においても国際合意に則り、軽課税所得ルール（UTPR: Undertaxed Profits Rule）及び国内ミニマム課税（QDMTT: Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）の法制化を行う。適用開始時期は、対象企業の準備期間を確保する観点等から、いずれも令和8年4月以降に開始する対象会計年度とする。あわせて、OECDにより発出されたガイダンスの内容等を踏まえ、制度の明確化等の観点から所要の見直しを行う。引き続き令和8年度以降の税制改正において、今後発出されるガイダンスの内容等を踏まえた見直しを検討するとともに、「第2の柱」との関係を踏まえて適正な課税を確保する観点から既存の税制について必要な検討を行う。

外国子会社合算税制については、国際的なルールにおいても「第2の柱」と併存するものとされており、「第2の柱」の導入以降も、外国子会社を通じた租税回避を抑制するための措置としてその重要性は変わらない。他方、「第2の柱」の導入により対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、令和7年度税制改正においても引き続き見直しを行う。令和8年度以降の税制改正においては、「第2の柱」の実施等に伴う環境の変化を踏まえつつ、国際的な経済活動により生じる課税上の問題に適正に対処する観点等から必要な検討を行う。

(略)

さらに、経済活動のグローバル化やデジタル化による国境を越えたビジネスや人の往来の一層の拡大等も踏まえて、非居住者の給与課税のあり方について、今後とも検討を行っていく。あわせて、国際課税制度が大きな変革を迎える中、国内法制・租税条約の整備及び着実な執行等について適時に十全な対応ができるよう、国税当局の体制強化を行う。

(参考) 諸外国におけるデジタル・サービス・タックス等の一方的措置の概要 (2023年5月時点)

米国は、2021年10月8日の合意後に英仏伊西澳印土との間で、デジタル・サービス・タックス (DST) 等に関する合意。第1の柱の制度発効までのDST等の税額を第1の柱の実施による税額と実質的に同水準に留める枠組み(注)の導入を条件として、7か国のDST等に対する制裁関税の発動を取りやめることとした（7か国は制度発効時まではDST等を廃止する必要はない）。



英国

デジタル・サービス・タックス

- 対象ビジネスの域内売上に2%を課税。
- 2020年4月から施行。



フランス

デジタル・サービス・タックス

- 対象ビジネスの域内売上に3%を課税。
- 2019年7月施行。同措置に反対する米国に配慮し、2020年1月に徴税を2020年末まで延期することを決定。その後徴税を再開。



イタリア

デジタル・サービス・タックス

- 対象ビジネスの域内売上に3%を課税。
- 2020年1月施行。



スペイン

デジタル・サービス・タックス

- 対象ビジネスの域内売上に3%を課税。
- 2020年10月法案が可決。2021年1月施行。



オーストリア

デジタル広告税 (Digital Tax)

- 域内のオンライン広告売上に5%を課税。
- 2019年10月法案が可決。2020年1月施行。



カナダ

デジタル・サービス・タックス

- 対象ビジネスの域内売上に3%を課税予定。
- 2021年12月に法案を公表。2023年末までに国際合意に基づく第1の柱の多国間条約が発効していない場合に限り、2024年1月より課税予定。



インド

平衡税 (Equalisation Levy)

- 2016年6月から外国法人に支払うオンライン広告等の支払いに6%を源泉徴収。
- 2020年4月から新たにeコマースの提供等を行う外国法人の収入に2%を課税。



インドネシア

電子取引税 (Electronic Transaction Tax)

- 外国のデジタル企業に対して所得税又は電子取引税を課税。
- 2020年5月法案が可決。今後、税率等詳細を公表予定。



トルコ

デジタル・サービス・タックス

- 対象ビジネスの域内売上に7.5%を課税。
- 2019年12月公布。2020年3月施行。



EU

デジタル賦課金 (Digital Levy)

- 2020年5月、COVID-19からの復興計画案に関して、財源の一つとしてデジタル賦課金の導入についても検討することを表明したが、2021年12月に発表されたEUの新たな財源案の提案には盛り込まれなかった。

(注) 2022年1月（印のみ同年4月）から第1の柱の制度発効日までの間（①）に課されたDST等の税額が、第一の柱導入初年度に課された税額に調整を加えた額（①の期間が2年であれば2倍）を上回っていた場合は、その超過額を第1の柱の税額から控除可能とする（控除しきれない分は繰越可能）。

(出所) 財務省



英国 デジタル・サービス・タックス(DST)法案の概要〔2020年財政法で導入〕

【課税対象】

- 3つの対象デジタル・ビジネス (①サーチエンジン、②ソーシャルメディア・プラットフォーム、③オンライン・マーケットプレイス) が英国ユーザーの参加を活用して得た収入 (revenue) に対し **2%**の課税を行う。

※ オンラインでの商品販売はDSTの課税対象外だが、オンラインの販売仲介は課税対象となる。

※ オンライン広告やデータ販売は課税対象とされていないが、マーケットプレイス会社が英国ユーザー間の取引仲介により得た手数料や、ソーシャルメディア会社やサーチエンジン会社が得るターゲットを絞った広告収入は課税対象となる。

【納税義務者】

- 対象ビジネスによる全世界収入が年間 5 億ポンド (約695億円) 以上の企業で、かつ、英国内での関係する収入が25百万ポンド (約35億円) 以上の企業。
- 課税対象の収入はユーザーの位置で決定し、ビジネスが行われる場所は問わない
- 赤字又は低利益率のビジネスに対しては、セーフハーバー・ルールを検討。

【課税時期・期間】

- 2020年4月の導入を目指し議会で審議予定。
- DSTは、導入から5年後の2025年に見直しを行う。また、2025年を待たずに電子経済に係る適切な国際的な解決策が運用されれば、DSTの運用を取りやめる。

【予想される税収】

- 4年間で15億ポンド (約2,085億円) の税収を見込む。

財務省資料

DSTと貿易戦争

- ・消費者のいる市場国に根拠となる物理的な拠点（恒久的施設 PE）がなくても市場国が課税できる新たな国際課税ルールの創設で、売上が200億ユーロ（約3兆円）超かつ利益率が10%超の多国籍企業100社程度を対象に、利益率10%を超える超過利益の25%を売上に応じて市場国に配分することが合意された。ピラーワン（第一の柱）合意。
- ・米国は、対象となる多くの企業を抱え、米国議会が条約の署名・批准に消極的な対応をとっている。加えて、自国への配分が少ないとから、グローバルサウス（新興国・途上国）も反対である。
- ・現在フランス、英国、イタリア、オーストリア、スペイン、インド、トルコの7か国は、一定規模以上の売上げのあるプラットフォームサービスやオンライン広告の売り上げに2-3%を課すデジタルサービススタックス（以下DST）を導入している。この税制は、ピラーワンの合意があれば取り下げる暫定措置となっているが、合意が得られない場合には恒久化される。カナダは導入したが取りやめ。
- ・DSTは売上税なので、法人税との二重課税になる。もっとも価格支配力の強いGAFAは、DSTを顧客に転嫁することが可能で市場国の消費者が負担するVAT増税と同じ効果が生じる。DSTは自国だけで導入できるので、国ごとに課税ベースや税率の異なる税制になり、デジタルビジネスが混乱を招く。OECDは、DSTが広がると世界経済の成長率は最大1%超押し下げる警告している。
- ・かつて米国トランプ政権は、DSTに対抗してフランスのチーズなどの関税を引上げるとしてけん制したことがあるので、DSTが恒久化すれば、制裁関税の発動など本格的な貿易戦争を招く可能性がある。ちなみにドイツはDSTを導入していないが、ドイツ車の米国輸出に対する制裁関税の発動を恐れてのことといわれている。
- ・OECDの場で、国際的な二重課税の調整のできる共通DSTのような税制の検討を始めることが望ましい。

BEPS2.0の現在地

- 2021年10月の歴史的合意とまで言われたBEPS（税源浸食と利益移転）包摂的枠組み(BEPS2.0)の2つの柱は、いまだに最終化に向けた取組が行われている。
- トランプ政権は2025年1月にOECD/G20の包摂的枠組合意からの離脱を宣言し、米国企業に対する課税権の市場国への移転を認めない方針を示した。
- 市場国への新たな課税権の配分に関する第1の柱の多数国間条約については、米国の署名・批准が事実上の発効条件とされたことから発効の見通しは立っていない。
- グローバル・ミニマム課税に関する第2の柱については、6月28日にG7が米国親会社グループを例外的に扱う「**共存**」システムについて共通の理解に達したとする声明を公表した。
- 国内では令和5年度から令和7年度の税制改正で所得合算ルール(IIR)、軽課税所得ルール(UTPR)、国内ミニマム課税(QDMTT)を創設済みである。
- 一方、トランプ政権がUTPRと並んで域外適用的であるとして問題視するデジタルサービス税(DST)は、発効と引き換えに廃止すると決まっている第1の柱の多数国間条約の発効が見込めないため、貿易交渉の中で撤回を表明したカナダを除き、当面は維持される見通しである。
- 市場国課税は、物理的な拠点がない企業に対する課税を認めるデジタルエコノミーにおける新たな課税ルールで、米国は米国企業に対する域外課税であると反対しているが、米国内の多くの州の売上税は、既に消費地で課税している。また、市場国課税については、MetaやGoogle、Amazon等の市場支配力のある企業は価格に転嫁することができるので、結局は自国の消費者が負担することになるとも言われている。

- The two pillars of the BEPS Inclusive Framework (BEPS 2.0), hailed as a historic agreement in October 2021, are still undergoing efforts to finalize.
- The Trump administration declared its withdrawal from the OECD/G20 Inclusive Framework agreement in January 2025, stating its policy of not accepting the transfer of taxing rights over U.S. companies to market jurisdictions
- The multilateral treaty for Pillar One, concerning the allocation of new taxing rights to market jurisdictions, has no prospect of entry into force. This is because U.S. signature and ratification were effectively considered conditions for its entry into force.
- Regarding Pillar Two on a global minimum tax, the G7 issued a statement on June 28th indicating it had reached a common understanding on a “coexistence” system that would treat U.S. parent company groups as an exception.
- Domestically, Japan has already established the Income Inclusion Rule (IIR), the Under Taxed Profit Rule (UTPR), and the Qualified Domestic Minimum Tax Treatment (QDMTT) through tax reforms from FY2023 to FY2025.
- Meanwhile, the Digital Services Tax (DST), which the Trump administration has criticized alongside the UTPR for its extraterritorial application, is expected to remain in place for the time being. This is because the multilateral treaty under Pillar One, which was to be abolished in exchange for the DST's entry into force, is not expected to take effect. The only exception is Canada, which announced its withdrawal during trade negotiations.
- Market Country Taxation is a new tax rule in the digital economy that permits taxation of companies without a physical presence. While the U.S. opposes it as extraterritorial taxation of U.S. companies, many U.S. states already levy sales tax at the point of consumption. Furthermore, it is argued that market-dominant companies like Meta, Google, and Amazon can pass on the cost of Market Country Taxation to consumers, meaning the burden ultimately falls on domestic consumers.

略歴

法学博士。

(公財) 東京財団シニア政策オフィサー

(一社) ジャパンタックスインスティチュート代表理事

財務省財務総合政策研究所特別研究官

1973年京都大学法学部卒業後大蔵省入省。

英国駐在大蔵省参事、証券局調査室長、主税局調査

課長、税制第二課長、総務課長、東京税関長、

2004年プリンストン大学で教鞭をとり、財務省財務

総合政策研究所長を最後に06年退官。

その間大阪大学教授、東京大学客員教授、コロンビ

アロースクール客員研究員。

2010年-2012年政府税制調査会専門家委員会委員

文化審議会員、経産省有識者会議座長

2020年-現在 内閣官房（現デジタル庁）マイナンバーWG構成員

内閣府タスクフォース委員、日本ペンクラブ会員

- 「日本の消費税 社会保障・税一体改革の経緯と重要資料」（中央経済社）
- 『デジタル経済と税』（日本経済新聞出版社）
- 『税で日本はよみがえる』（日本経済新聞出版社）
- 『未来を拓くマイナンバー』（共著・中央経済社）
- 『消費税 常識のウソ』（朝日新書）
- 『日本の税制 何が問題か』（岩波書店）
- 『給付付き税額控除』（共著・中央経済社）等。

